

令和8年度地域型食品企業等連携促進事業業務委託 仕様書

1 委託業務名 令和8年度地域型食品企業等連携促進事業業務委託

2 事業主体 三重県

3 委託業務の目的

本県では、県産農林水産物の付加価値向上や、多様な事業主体との連携による消費拡大及び魅力発信に取り組んできたが、「松阪牛」や「伊勢えび」をはじめとするブランド製品がある一方、魅力はあるものの小規模の製品が多く、生産拡大や認知度向上が課題である。

このような中、食料の安定供給に向け、農林漁業と食品産業のさらなる連携を促進し、両者の安定的な取引関係の確立による原材料調達体制の整備や流通合理化、地域の食品等事業者の協調による低利用食材の活用体制の強化が急務であるほか、「食べる環境対策」など新しい視点を取り入れた販売チャンネルの拡大や、輸出など新市場の開拓も重要な課題である。

これらの課題を解決するため、輸出向け商品や、低利用食材を活用した商品の開発等、地域の核となる食品等事業者等が連携した新商品等開発・販路開拓の取組を支援する。

[本仕様書における用語の定義は以下のとおりとする。]

食料システム	農林水産物等の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。
新たな食品ビジネス	地域の食品等事業者が農林漁業者、農林漁業者の組織する団体等の地域コンソーシアムの参画者と連携・協調して取り組む地域の持続的な食料システムの確立に資する新たなビジネスモデルをいう。
地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム（以下「全国プラットフォーム」という。）	地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム委託事業において全国規模で運営するプラットフォームをいう。 また、全国プラットフォームの運営主体を「プラットフォーム事務局」という。
地域連携推進支援コンソーシアム（以下「地域コンソーシアム」という。）	都道府県の区域において設置するもので、食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者、外食事業者等（以下「食品等事業者」という。）を核として、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体とともに、金融機関、大学等の高等教育機関、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社、地方公共団体等（以下「支援機関」という。）、関連産業の事業者、消費者等が参画し、持続可能な食料システムの構築に取り組むコンソーシアムをいう。

地域連携推進コーディネーター	プラットフォーム事務局に所属する地域の持続的な食料システムの確立に資する知識とアイデア、具体的な支援実績、人的ネットワークを有し、さらにビジネスの戦略構築やコーチングスキル等の専門的な知見を有する者をいう。
----------------	---

4 契約期間

契約日から令和9年3月19日(金)まで

5 委託業務の内容

(1) 地域コンソーシアムの設置・運營業務

本事業の運営を行う事務局として、平成24年度から三重県が整備しているみえフードイノベーション・ネットワークをベースとする地域コンソーシアムを設置し、以下のとおり運営すること。なお、地域コンソーシアムの形成は本県が行う。

- ① 食品等事業者や農林漁業者等、多様な関係者に対して、地域コンソーシアムの意義を周知し、参画を促すこと。〔参画目標：10者程度〕
- ② ①の周知のため、地域コンソーシアムへの参画を促す案内資料をPDFファイルで作成し、(2)の研修会の開催前までにフードイノベーション課に提出すること。
- ③ 地域コンソーシアムの取組を情報発信するため、(2)研修会及び報告会、(3)課題検討会開催後1週間程度以内に、三重県のHPで公表するデジタル原稿(文章と写真)を作成し、フードイノベーション課に提出すること。

(2) 研修会及び報告会の企画、開催業務

地域コンソーシアムに参画した事業者や、参画を検討している事業者等を対象に、食品ビジネス創出等に資する研修会及び報告会を、以下のとおり開催すること。

- ① 研修会及び報告会の企画、募集、参加者とりまとめ、及び当日の運営を行うこと。
- ② 研修会及び報告会の周知のため、各会の案内資料をPDFファイルで作成し、開催のおおむね3週間前までにフードイノベーション課に提出すること。
- ③ 研修会の開催日は8月中、報告会の開催日は1月中を目途とする。
- ④ 研修会及び報告会の参加者が各会50者以上となるよう、参加を呼び掛けること。
- ⑤ 多くの参加者が見込める会場を選定し、対面とオンラインの両方で参加できるようにすること。
- ⑥ 研修会は、以下の(ア)～(エ)の内容を全て盛り込むこと。1回の開催を想定しているが、2回に分けて実施することも可とする。

(ア) 地域の持続的な食料システム確立に向けた連携・協調の意義や地域コンソーシアムの参画者を対象とした新たな食品ビジネスの創出の意識醸成等に

資する講義

- ・ 原則として地域連携推進コーディネーター又は講師の派遣を受けて実施すること。

(イ) 金融等の支援措置の説明

- ・ 説明者はフードイノベーション課と協議のうえ選定すること。
- ・ 説明者は公的機関の職員を想定していることから、講師謝金及び旅費等の負担を要しない。

(ウ) 相談会

- ・ 研修会の最後に、相談会を開催すること。
- ・ 相談の希望の有無は、研修会の参加申し込みに際して把握することとし、希望者が多数の場合、後日、個別にフォローアップを行うこと。

(エ) 交流会

- ・ 事業者間連携による新たな食品ビジネスの創出を希望する事業者間の交流の場を設けること。
- ・ 事業者間連携の希望者に対し、(3) 課題検討会 ((イ) 新規課題検討部会) の開催の案内を行うこと。

⑦ 新たな食品ビジネスの創出等が円滑に進むよう、専門家による相談体制を整備し、研修会参加者に周知すること。また、研修会終了後、相談があれば対応すること。

⑧ 報告会では、新規プロジェクトの中間報告及び新規アイデアの発表を行うこと。

(3) 課題検討会の開催及び食品ビジネスマッチングの実施業務

新たな食品ビジネスの創出等を検討するため、課題検討会を設置し、フードイノベーション課と内容等を協議のうえ、以下のとおり実施すること。

- ① 課題検討会を以下のとおり2部会設け、プラットフォーム事務局と連携して運営すること。
- ② 課題検討会の企画、募集、参加者とりまとめ及び当日の運営を行うこと。

〔課題検討会の具体的な内容〕

設置する課題検討会	内容	出席業種	参加者
(ア) 県産食材コラボによる地域PR型商品・メニュー開発部会	三重県全体の魅力を発信できる農産物×水産物×食文化のコラボによる地域PR型商品・メニューの開発	加工業 販売業 生産者 等	20者以上
(イ) 新規課題検討部会	次年度に向けた農林水産資源の活用に係る課題及び検討	加工業 販売業 生産者 等	10者以上

- ① 部会毎に2回開催すること。
- ② 1回目の課題検討会には、専門家を派遣すること。専門家の謝金、旅費は受託者が負担すること。
- ③ 課題検討会の開催日は、1回目は8月～10月中を目途に、2回目は、(ア) の検討

会は10月～11月中を目途に、(イ)の検討会は11月～12月中を目途に、フードイノベーション課と協議のうえ決定すること。

- ④ 2回目の課題検討会では、食品ビジネスマッチング（課題検討会での議論を基に、新規プロジェクトの戦略・構想を検討する会議及び新規プロジェクトを担う事業者と関係者のマッチング）を実施すること。
- ⑤ ④の食品ビジネスマッチングについては、原則として地域連携推進コーディネーターや専門家の派遣を受け、指導・助言を得て実施すること。
- ⑥ 課題検討会へは、対面とオンラインの両方で参加できるようにすること。
- ⑦ 新たな食品ビジネスの創出等が円滑に進むよう、課題検討会の開催後、(2)⑦の相談体制により、参加者からの相談に対応すること。
- ⑧ 新規プロジェクトの事業計画の策定及び実施について、全国プラットフォームと連携のうえ、地域コンソーシアムによる支援を行うこと。

(4) その他

- ① 地域コンソーシアム参画事業者が取り組む新たな食品ビジネスの創出等がスムーズに進むよう、プラットフォーム事務局（地域連携推進コーディネーター等）と連携し、参画事業者への指導・助言を行うこと。
- ② 新たな食品ビジネスの創出等に取り組む参画事業者のもとへ定期的に訪問するなどし、取組の状況を把握するとともに、参画事業者からの相談に対応すること。
- ③ 委託期間を通じて、参画事業者のマッチングを行い、地域の農林水産資源を活用した新たな食品ビジネスを少なくとも新たに2件創出すること。
- ④ プラットフォーム事務局が主催するオンラインでの会議等に、原則、出席すること。
- ⑤ 上記(1)～(3)に記載の業務のほか、必要な業務が生じた場合は、フードイノベーション課と協議のうえ実施すること。

6 委託業務の留意事項

(1) 対象経費

委託料の範囲内で当該業務を行うものとし、対象経費は本事業の実施に必要な以下のものとする。

会場借上料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む）消耗品費、事務局員旅費、通信機器類等リース料、講師・専門家謝金、講師・専門家旅費、管理運営費（人件費等）等

※ 人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。なお、本業務を実施するために雇用した者に

支払う人件費は、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払うこと。

※ 対象となる経費が委託契約金額を下回った場合については、対象となる経費の額まで契約額を減額する。

(2) 業務進捗状況の報告等

令和8年12月末日現在における業務の進捗状況について、委託業務中間報告書(任意様式)として、以下(3)の書類等を添付のうえ、令和9年1月15日(金)までにフードイノベーション課に提出すること。

(3) 書類等の作成

- ① 本業務実施にあたり、全体スケジュール及び各業務の内容等を記載した事業計画書(任意様式)をフードイノベーション課に提出すること。
- ② 三重県、事業者、プラットフォーム事務局等との打ち合わせ、協議等を行った場合は、その内容を記載した書類(任意様式)を作成し、その電子データをフードイノベーション課に共有すること。
- ③ その他フードイノベーション課が指示する書類、資料等を作成、保管すること。

(4) 事業実施にあたっての留意事項

- ① 本業務は、特定の農林漁業者や企業、団体のみの利益追求のために実施するものではなく、受託者は、支援業務の実施にあたり、支援を受けた者から費用を受領することはできない。
- ② 本業務は、農林水産省の地域型食品企業等連携促進事業を活用しているため、地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱及びその他関係法令、規則等を遵守すること。
- ③ 本業務の実施にあたっては、フードイノベーション課と十分な調整を行うこと。

7 委託業務に関する成果品の提出

(1) 関係書類一式 1部

- ① 令和8年度地域型食品企業等連携促進事業業務委託 完了報告書
- ② 令和8年度地域型食品企業等連携促進事業業務委託 実績報告書
- ③ 契約期間中において、「5 委託業務の内容」に関して実施した内容、業務ごとの経費内訳及び今後のコンソーシアム運営にあたり必要となる新たなビジネス創出等のノウハウ等、提案事項を取りまとめた実績報告書(任意様式)
- ④ 6(3)の書類等一式
- ⑤ その他指示するもの

(2) (1)関係書類一式の電子データを収めた電磁的記録媒体 CD-ROM 1部

(3) 成果品の提出期限

成果品については、令和9年3月19日（金）までに提出するものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を三重県に提出し、三重県の承認を得た場合は、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第七十六条、第八十条及び第八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た個人情報等の守秘事項を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9 委託料の支払い方法及び支払時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

12 関係書類等の整備

本委託業務実施に関する以下の関係帳簿等を整備し、業務終了後、5年間は保管すること。

- (1) 本委託業務実施にかかる会計関係帳簿類（実施にかかる経費の内訳が分かる書類等）
- (2) 本委託業務実施にかかる会計処理関係書類（見積書、請求書、納品書、領収書振込依頼書等）
- (3) その他、三重県が必要とする書類等

13 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

14 著作物の利用および著作権

- (1) 本業務において作成した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）および成果品のうち発注者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、発注者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- (2) (1)により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえで発注者に譲渡すること。
- (3) 成果品のうち、(1)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、発注者が成果品を自ら利用するために必要な範囲において発注者および発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (4) 成果品のうち、(1)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者お

- よび発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得ること。
- (5) 発注者は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
 - (6) 受託者は、(1) の規定に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
 - (7) 受託者は、(2) の規定に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
 - (8) (6) 及び (7) に規定する著作者人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
 - (9) 本業務における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
 - (10) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

15 その他、受託上の留意点

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県との協議で決定するものとする。その他、業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。
- (2) 本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (3) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、三重県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、12 で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を事業終了後 5 年間保存しておくこと。
- (4) 本事業を実施するに当たり、三重県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (5) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (6) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (7) 常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。
- (8) 著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。また、開発商品等について、商標権等他者の権利を侵害していないことについて、受託者においても十分留意すること。
- (9) 三重県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書

に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

- (10) 台風等の非常変災の発生、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、協議の上、委託事業を延期又は中止することがある。
- (11) 事業の実施に必要な機材やシステム環境等は、受託者の責任により準備すること。

16 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 イノベーション促進班

担当 水谷

TEL 059-224-2391 FAX 059-224-2521

E-mail f-innov@pref.mie.lg.jp